

# 令和3年度河川愛護モニター応募要領

国土交通省では、揖保川を優しく見守って下さる河川愛護モニターを募集します。

今、河川行政における地域との交流がますます重要となっています。河川愛護モニターは、沿川地域住民の方々と河川管理者の連携を深めるとともに、河川の適正な維持管理に資するための情報提供、さらに、河川愛護思想の普及啓発などの役割を果たすやりがいのある活動です。

河川愛護モニターから提供された情報、意見等については、今後の河川整備、河川利用又は河川環境等の河川事業全般に生かしていきたいと考えています。

## 1. 活動内容 . . . . .

河川愛護モニターの仕事は、

- 1) 日常の生活の範囲内で揖保川と接し、その中で知り得た情報意見等を河川管理者（国土交通省）に伝えること。

例えば、

- ① ゴミ、産廃等の不法投棄、或いは河川利用等の情報提供
- ② 流水の異常、魚の斃死等の通報
- ③ 動植物に関する情報提供
- ④ 河川管理施設の損傷、河川工事に関する意見情報等の提供

- 2) 日常的に接する（または所属する）町内会、老人会、子供会または各種サークル団体等々を通じて地域の方々に対し、河川愛護や美化などについて普及啓発を行うこと。

例えば、

- ① 地域における河川清掃活動への参加
- ② 河川に関するイベント等への参加

を主な活動内容とします。

したがって、定期的に河川を巡視し、あるいは、ゴミ投棄等の不法行為者等に対し直接注意・指示して是正を図る等の特別な任務や権限を有するものではなく、日常生活の範囲内で無理なくできるものとなっています。

## 2. 活動範囲 . . . . .

姫路市、たつの市、宍粟市、太子町内の揖保川、中川、栗栖川、林田川左右岸のうち数kmの範囲

※いずれも居住地を考慮して決定します。

## 3. 応募資格 . . . . .

川に接する機会が日常的に多く、また河川愛護に関心を持ち、上記1. の活動内容を実行できる活動力を有する満20歳以上の方で、活動範囲の近隣に居住する方（おおむね揖保川、中川、栗栖川、林田川より5km以内）。

## 4. 委嘱方法と任期 . . . . .

河川愛護モニターは近畿地方整備局長より委嘱させていただきます。  
任期は、令和3年7月1日より令和4年6月30日（1年間）です。

## 5. 募集人員（予定）・・・・・・・・

若干名

## 6. 手 当・・・・・・・・

月額4,500円程度（予定）

支払に際しては、所得税の源泉徴収を行います。

その事務のために、マイナンバーの提示をお願い致しますので、あらかじめご承知ください。

## 7. 選考方法・・・・・・・・

1) 応募者多数の場合は、応募書類を参考に年齢、地域構成等を総合的に判断したうえで選考いたします。

選考は河川愛護モニター選考委員会（姫路河川国道事務所）により実施いたします。

2) 所要人数の応募がない場合には、近畿地方整備局長が選任します。

3) 選考の結果、委嘱者には電話にて通知します。その他の方については郵便にて通知します（6月下旬頃）。

## 8. 応募方法・・・・・・・・

応募用紙（姫路河川国道事務所ホームページよりダウンロード、又は下記の問合せ先に請求していただければ郵送します）に必要な事項を記入の上、メール、郵送又はファックスにて下記応募先まで送付下さい。

応募締切は令和3年5月31日（月曜日）（消印有効）です。

応募メールアドレス：kkk-kk-kanri101@mlit.go.jp

## 9. その他・・・・・・・・

令和3年度河川愛護モニターの委嘱状交付式及び説明会は、7月上旬に姫路河川国道事務所又は最寄りの出張所のどちらかにて開催を予定しています。

### ■応募先、問い合わせ先

#### ※姫路市、太子町在住の方

■国土交通省姫路河川国道事務所 余部出張所  
〒671-1228 姫路市網干区坂出155-15  
☎(079)274-1707 FAX(079)274-0694

#### ※たつの市、宍粟市在住の方

■国土交通省姫路河川国道事務所 龍野出張所  
〒679-4167 たつの市龍野町富永1005-47  
☎(0791)62-0262 FAX(0791)62-9375

または ■国土交通省姫路河川国道事務所 河川管理第一課  
〒670-0947 姫路市北条1丁目250  
☎(079)282-8505 FAX(079)283-4680

